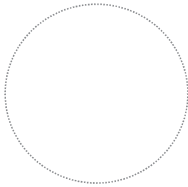


受付印



(あて先)
広島市 福祉事務所長

令和8年度 教育・保育給付認定申請書
保育所等入所・延長保育申込書(兼保育児童台帳)

※ 申請(申込)にあたり、2ページ目の説明事項を読み、同意した上で提出してください。

申請(申込)保護者(納入義務者)								
住所	〒	広島市	区	町	丁目	番	—	号
ふりがな						申請(申込)こどもとの続柄	電話番号	自宅 (— —)
氏名								携帯(父) (— —)
								携帯(母) (— —)
生計を一にする別世帯の世帯主(代表者)								
住所	〒	都・道・府・県			丁目	番	—	号
ふりがな						申請(申込)こどもとの続柄	電話番号	自宅 (— —)
氏名								携帯 (— —)

(ふりがな)氏名	申請(申込)こどもとの続柄	性別	生年月日	申請(申込)こども マイナンバー
申請(申込)こども	本人	男・女	令和 年 月 日	
申請(申込)保護者		同居・別居の別	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	子が在籍する施設名・学校名等
家族の状況		同居・別居	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		同居・別居	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		同居・別居	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
		同居・別居	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

※ 別居しているこどもがいる場合は、多子世帯の保育料・副食費に係る申出書と生計同一を証明する書類の写し等が必要な場合があります。

園見学	希望する保育所等 第9希望以上希望される場合は別紙に記入してください。	保育必要量	延長保育を希望しない	延長保育を希望する	
				延長保育が保留でも入所を希望	延長保育が保留なら入所しない
未・済	第1希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未・済	第2希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未・済	第3希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未・済	第4希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未・済	第5希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未・済	第6希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未・済	第7希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未・済	第8希望 (区)	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 複数の区の保育所等の申込み、転園の申請の場合には、6ページ目の10に注意事項がありますので、内容を確認し、 をしてください。

保育を希望する期間	(始 期)	(終 期)
(終期はいずれかにチェックしてください。)	令和 年 月 日 から	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで <input type="checkbox"/> 就学前まで
延長保育を希望する期間	(始 期)	(終 期)
(終期はいずれかにチェックしてください。)	令和 年 月 日 から	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで <input type="checkbox"/> 令和 9年 3月 31日 まで

※ 延長保育は年度ごとに申込みが必要です。定員を超える申込みがあった場合、選考により利用できない場合があります。

教育・保育給付認定について、次のとおり申請します。併せて、保育所等への入所について、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。申請(申込)保護者以外の者に関することについては、その者の同意を得て、記入・提出しました。なお、申請(申込)後、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。

また、この申請(申込)において、次のことに同意します。

- ・教育・保育給付認定、利用者負担額(保育料)、保育園等副食費の免除の決定及び施設型給付費等の算定をするため、福祉事務所長が必要と認める場合に、私と私の属する世帯員(この申請(申込)に記載されている者)に関する市民税課税状況を課税資料により確認されること、生活保護、ひとり親家庭等医療費補助、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害年金、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。また、生計を一にしているが住民票が別世帯になっている世帯の代表者から、その世帯全員の市民税課税状況を課税資料により確認されること、生活保護、ひとり親家庭等医療費補助、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害年金、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。
- ・決定した利用者負担額(保育料)及び保育園等副食費の免除について保育所等に対して提示すること及び連絡先電話番号を入所した保育所等から聴取されること。
- ・施設型給付費等は、申請(申込)者に代わり、利用する施設・事業所が受領すること。
- ・認定事務が集中し審査に時間を要するため、4月入所に係る認定の結果は、利用調整の結果とともに3月(5月入所の場合は4月)までに通知されること。
- ・安佐北区の高南保育園と佐伯区の八幡東保育園は、令和7年度末で閉園する予定であるため、新たなこどもの受入れを終了していること。
- ・申請書に記載した情報(マイナンバー及び以下の「世帯の状況」に記入いただいたこどもの同居者の情報を含む。)は、以下の利用目的の範囲内で使用し、以下の利用目的を遂行するために業務を委託する場合及び本人の同意を得た場合を除き、以下の利用目的以外で第三者に提供しないこと。
 - (1) 入所決定及び保育の必要性の調査の事務
(例) 電話・訪問による申請(申込)書及び関係書類の内容確認・調査、入所申込時の保育の必要性の調査、入所の選考、入所の決定
 - (2) 利用者負担額(保育料)、保育園等副食費の免除の決定及び徴収、施設型給付費等の算定
 - (3) 保育所等の保育の実施に必要な情報の提供 ※マイナンバーを施設に提供することはありません。

【教育・保育給付認定申請書 保育所等入所・延長保育申込書(兼保育児童台帳)提出に当たっての注意事項】

- 1 この申請(申込)書は、申請(申込)こどもごとに提出してください。同一世帯で2人以上の申請(申込)をする場合は、添付書類を最年少児の申請(申込)書に添付してください。提出された申請(申込)書に基づき、申請(申込)受付・面談を行います。添付書類については、申請(申込)こどもと生計を一にする父母それぞれの人が必要です(世帯状況によっては祖父母等の書類も必要な場合があります。)
- 2 「保育を希望する期間」には、小学校に就学するまでの間で、保育を必要とする事由に該当する期間を記入してください。なお、保育を必要とする事由によっては、希望に添えないこともあります。
- 3 毎年、保育を必要とする事由を証明するための書類及び世帯状況を確認するための書類等を提出する必要があります。
- 4 偽りの申請(申込)をした場合は、認定の取消及び保育の実施を解除することがあります。
- 5 出産予定や育児休業を取得する場合、または転職や求職活動をする場合は、必ず申し出てください。
- 6 「家族の状況」の欄には、生計を一にする別居のきょうだい等も、年齢にかかわらず記入してください。
- 7 希望する保育所等について
2区以上の保育所等を希望する場合も、全てを記入してください。なお、保育所(公・私立)、認定こども園(公立)以外へ入所が決定した場合は、それぞれの施設で入所の手続きをしてください。保育所等とは：保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業所、事業所内保育事務所(地域枠)
- 8 保育必要量について
「標準時間」⇒保育利用時間は1日当たり11時間まで(各施設により利用時間が異なります。)
「短時間」⇒保育利用時間は1日当たり8時間まで(各施設により利用時間が異なります。)
保育必要量は、保護者の就労時間・状況等を認定基準に照らし合わせ、最終的に広島市が決定します。よって、申請と異なる場合がありますので、予めご承知ください。
保育を必要とする事由が、就労、介護・看護または就学でありそれらに要する時間が原則として1か月当たり120時間未満である場合、求職活動である場合、育児休業中の転園である場合は短時間認定となります。標準時間認定の方は、短時間認定を選択することもできます。
- 9 延長保育の利用について
5ページ目の8を必ず記入してください。なお、公立保育所以外へ入所決定した場合は、入所する保育所で延長保育の手続きをしてください。

●広島市公式LINE・ホームページはこちら

<広島市公式LINE「保育園を探す」から>

・施設の場所を検索



<広島市ホームページ>

・「保育園等の入園について」



保育園等のご案内をしています。
就労証明書のデータなど添付書類の様式は
こちらから取得できます。

1 申請(申込)子どもについてお尋ねします。該当する項目に☑及び必要事項を記入してください。

(1)現在の状況について

申請(申込)子ども		他の子ども	
<input type="checkbox"/>	家庭で保育をしている。 世話をしている家族の続柄()	<input type="checkbox"/>	家庭で保育をしている。 世話をしている家族の続柄()
<input type="checkbox"/>	保育所等、幼稚園等の施設に預けている。 施設名()	<input type="checkbox"/>	保育所等、幼稚園等の施設に預けている。 施設名()
<input type="checkbox"/>	その他()	<input type="checkbox"/>	その他()

(2)発達状況等について

発達上の心配事や定期的な通院等がある。

〔 状況等 〕

障害者手帳を取得しているまたは特別児童扶養手当の支給対象である。

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当

上記への該当はない。

※ 手帳等がある場合は、手帳等の写し、心身状況調査書をご提出ください(心身状況調査書の記入には母子健康手帳が必要です。)。障害状況については、事前に、入所希望保育所等及び区福祉課へご相談ください。

(3)アレルギーの有無について

① 食物アレルギー等の有無 あり なし

② アレルギー検査 受けている 受けていない

〔 アレルギー源・対応 〕

2 世帯状況についてお尋ねします。該当する状況に☑をしてください。

(1)ひとり親家庭である。 はい 離婚調停中である いいえ

(2)同居世帯員が、障害者手帳を取得しているまたは特別児童扶養手当の支給対象である。

はい(子どもとの続柄:) いいえ

(3)生活保護を受けている。

はい(年 月から) いいえ

※ (1)~(3)は、世帯状況が確認できる次の書類をご提出ください。

(1)に該当する方は、遺族年金証書の写し、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍全部事項証明書(住民票不可)の写し等

(2)に該当する方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書の写し等

(3)に該当する方は、生活保護被保護者証明書の写し等

(4)住民票の異動状況(下記1月1日現在、広島市以外の方は()に市町村名を、マス目にマイナンバーを記入してください。)

令和7年1月1日現在	父	広島市・その他()																		
	母	広島市・その他()																		
令和8年1月1日現在	父	広島市・その他()																		
	母	広島市・その他()																		
令和7年1月1日以降、 他市町村へ転出後の再転入	父	有・無																		
	母	有・無																		

※ (4)において、1月1日現在広島市外に居住していた等により、広島市以外で課税されている場合は、その市町村民税がわかる証明書類が必要です。※マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは、省略することができます。詳細は「申請書(申込書)に添付する書類」をご覧ください。
課税証明書をすでにご提出済みの場合は不要となる場合がありますので、区福祉課にご相談ください。

3 兄弟姉妹で同時に申込み場合についてお尋ねします。
該当する番号の横の口にチェックをつけてください。

同じ園を希望か別の園でもよいか	同じ月を希望か別の月でもよいか	その他条件	補足事項	番号		
同じ園を希望	同じ月を希望	—	同じ園に決まらない時はきょうだい全員待機になります。	①	<input type="checkbox"/>	
	別の月でもよい	上の子優先	上の子が入所できない時は、下の子に入所可能な園があっても下の子も待機になります。	②	<input type="checkbox"/>	
		下の子優先	下の子が入所できない時は、上の子に入所可能な園があっても上の子も待機になります。	③	<input type="checkbox"/>	
		きょうだい優先なし 同じ園を優先	希望順位が低い園であっても、できれば同一保育所等に入所したい場合の条件です。「その他希望表」を記入してください。	④-1	<input type="checkbox"/>	※
		きょうだい優先なし 希望上位園を優先	ひとりでも希望の順位が高い園に入所したい場合の条件です。「その他希望表」を記入してください。	④-2	<input type="checkbox"/>	※
別の園でもよい	同じ月を希望	同じ園を優先	きょうだいが同時に入所できなければ、全員待機となります。	⑤	<input type="checkbox"/>	
		希望上位園を優先		⑥	<input type="checkbox"/>	
	別の月でもよい	同じ園を優先	—	⑦	<input type="checkbox"/>	
		希望上位園を優先	—	⑧	<input type="checkbox"/>	
①～⑧以外の場合			「その他希望表」を記入してください。	⑨	<input type="checkbox"/>	※

※ ④-1, ④-2, ⑨を選択された場合、「その他希望表」を提出してください。

4 育児休業復帰に係る申込みの場合に、育児休業の延長を許容できる方はをしてください。

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。

※ 10に注意事項がありますので内容を確認し、上記4と、10(「育児休業の延長も許容できる」を選択する申込み)にをしてください。

5 育児休業復帰又は就労開始に係る申込みの場合に入所日の翌日から1か月以内に職務復帰
又は就労を開始できる方はをしてください。

私、又は私の配偶者は現在、育児休業取得中又は就労開始予定ですが、保育所等に入所が決定した場合、入所日の翌日から1か月以内に職務に復帰又は就労開始します。

仮に待機となった場合、翌月以降の入所希望日

- 1日を希望(翌月1日までに復帰又は就労開始が可能)
 ____日を希望(復帰日又は就労開始日が毎月____日のため)

※ 10に注意事項がありますので内容を確認し、上記5と、10(育児休業復帰又は就労開始に係る申込み)にをしてください。
 ※ 育児休業復帰予定又は就労開始予定の方でならし保育を希望する場合は入所日から復帰までの1か月間を利用できます。ならし保育を希望する場合、ならし保育開始日が入所開始日となります。

(5ページ目に続きます。)

10 以下の申込みをされる場合については、注意事項があります。

当てはまる申込みの注意事項の内容を確認し、十分理解した上で☑を記入してください。

<input type="checkbox"/>	複数の区の保育所等への申込み
	<p>1. 第一希望の保育所等に入所が決まった場合 第二希望以下の申込みについては自動的に取下げとなります。</p> <p>2. 第二希望以下の保育所等に入所が決まった場合 入所が決まった保育所等よりも上位に他区の保育所等がある場合、上位の区では翌月以降も審査が継続します。 この場合、<u>翌月以降に上位の区で入所が決まった場合には必ず転園をしていただくことになります。</u> 上位の区での審査を希望されない場合は、<u>すみやかに上位の保育所等の区福祉事務所へ取下げの手続きをしてください。</u> 入園が決まった保育所等よりも上位に他区の保育所等がない場合、審査は継続せず自動的に取下げとなります。 同区内の上位の保育所等を希望される場合は改めて転園申請が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	転園申請
	<p>1. 転園が決定した場合 お子様の転園に伴って、現在通われている保育所等には別のお子様が入所しますので、<u>必ず退所していただくこと</u>になります。 転園決定後、現在通われている保育所等に引き続き通いたいと希望されても戻りませんので、ご注意ください。</p> <p>2. 転園申請が保留となった場合 保護者の方から取下げの連絡がない限り、審査は継続します。 <u>転園を希望されなくなった場合は、すみやかに区福祉事務所へ取下げの手続きをしてください。</u></p>
<input type="checkbox"/>	「育児休業の延長も許容できる」を選択する申込み
	<p>1. ☑をした場合、利用調整の優先度が下がります。(Xランク)</p> <p>2. ☑をした場合でも、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは入所となることがあります。</p> <p>3. 利用調整の結果、保留となった場合、その後の選考もXランクで行います。Xランクの☑をはずす場合、別途保育所等入所申込内容変更届出書の提出が必要となります。 <u>毎月の申請締切日までに保育所等入所申込内容変更届出書の提出がない場合は、利用調整の優先度が下がったまま選考を行いますので、ご注意ください。</u></p>
<input type="checkbox"/>	育児休業復帰又は就労開始に係る申込み
	<p>1. 保育所等の入所が決定した場合には、入所日の翌日から1か月以内に職務復帰又は就労を開始してください。</p> <p>2. 職務復帰又は就労開始後、速やかに就労証明書を作成いただき、ご提出ください。</p> <p>3. 入所日の翌日から1か月以内の職務復帰又は就労開始が確認できない場合は入所取消しとなる場合があります。</p>

○問合せ先

区福祉課 ※携帯電話等から電話する場合は、市外局番「082」が必要です。

区	所在地	Tel番号	Fax番号	E-Mailアドレス
中	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1	504-2569	504-2175	na-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
東	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34	568-7733	568-7781	hi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
南	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46	250-4131	254-9184	mi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
西	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1	294-6342	294-6311	ni-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安佐南	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13	831-4945	870-2255	am-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安佐北	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22	819-0605	819-0602	as-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安芸	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16	821-2813	821-2832	ak-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
佐伯	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5	943-9732	923-1611	sa-fukushi@city.hiroshima.lg.jp

こども未来局幼保給付課

〒730-8586	中区国泰寺町一丁目6-34	504-2154	504-2255	ko-sidou@city.hiroshima.lg.jp
-----------	---------------	----------	----------	-------------------------------

来所者	面接者
父・母・祖父・祖母・その他()	区・